

議第 2 7 号

土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

企業職員における会計年度任用職員に関する給与の種類及び基準を定めるため、この条例を定めようとする。

土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条中「職員以外」を「職員及び次条に規定する会計年度任用企業職員以外」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用企業職員の給与）

第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（この条において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

（1） 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用企業職員 報酬及び期末手当

（2） 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年土岐市条例第22号）及び土岐市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和36年土岐市条例第1号）の例によるほか、別の規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。